

各 位

会 社 名 ユナイテッド&コレクティブ株式会社 代表者名 代表取締役社長 坂井 英也 (コード:3557、東証マザーズ) 問合せ先 人事総務部長 村田 世司 (TEL.03-6277-8088)

第三者割当により発行された第6回新株予約権(行使価額修正条項、下限行使価額修正条 項及び行使許可条項付)の行使許可に関するお知らせ

当社は、2021年2月8日に発行いたしました第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に関して、割当先である株式会社SBI証券との間で締結した第三者割当契約に基づき、株式会社SBI証券に対し、下記のとおり本新株予約権の行使許可を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

(1)	新株予約権の名称	ユナイテッド&コレクティブ株式会社第6回新株予約権
(2)	行使許可書到達日	2021年3月31日
(3)	今回の行使許可に基づく	2021年4月1日(当日含む。)から2021年4月30日(当日含む。)
	行使許可期間	までの 21 取引日の期間
(4)	行使許可を行った	2, 809 個
	本新株予約権の数	
(5)	本新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とします。本新
		株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予
		約権1個当たり 100 株とします。
(6)	本新株予約権の行使価額	本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行わ
		れた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式
		の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の
		90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されま
		すが、その価額が900円(以下「下限行使価額」といいます。)を下回
		る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
		当社は、2021年3月8日以降、当社取締役会の決議(以下、かかる決
		議を「下限行使価額修正決議」といいます。)により、任意の金額に下
		限行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の下限行使価
		額は635円を下回ることはできないものとします。下限行使価額修正
		決議がなされた場合、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決

議がなされた日の翌日以降適用されます。 上記にかかわらず、直前になされた下限行使価額修正決議の日から1 ヶ月を経過していない場合、当社は、本新株予約権の下限行使価額の 修正を行うことができません。

*本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2021年1月22日付プレスリリース「第三者割当による第6回新株予約権(行使価額修正条項、下限行使価額修正条項及び行使許可条項付)及び第7回新株予約権(行使許可条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上